

安全データシート

Inside Fix 2 mL (120-009-634)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 Inside Fix 2 mL
 製品コード 120-009-634
 供給者の会社名称 ミルテニーバイオテック株式会社
 住所 東京都江東区冬木16番10号
 電話番号 03-5645-8910
 FAX番号 03-5645-8911
 電子メールアドレス macs@miltybiotec.jp
 推奨用途及び使用上の制限 試験研究用

上記試薬は、下記の製品に含まれています

品名	オーダー番号	量
Rapid Cytokine Inspector (CD4 T Cell) Kit (ヒト)	130-097-341	2 mL x 1本
Rapid Cytokine Inspector (CD4/CD8 T Cells) Kit (ヒト)	130-097-343	2 mL x 1本
Rapid Cytokine Inspector (CD8 T Cell) Kit (ヒト)	130-097-342	2 mL x 1本

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性
 急性毒性(経口) 区分外
 急性毒性(経皮) 区分外
 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外
 呼吸器感作性 区分1
 皮膚感作性 区分1
 生殖細胞変異原性 区分2
 発がん性 区分1A
 生殖毒性 区分1B
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器 視覚器 神経系 全身毒性 中枢神経系)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 視覚器 中枢神経系)
環境有害性
 水生環境有害性(急性) 区分3
 水生環境有害性(長期間) 区分外
 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
 危険有害性情報

危険
 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
 H341 遺伝性疾患のおそれの疑い
 H350 発がんのおそれ
 H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

【SDS002-C】

注意書き 安全対策

H371 呼吸器、視覚器、神経系、全身毒性、中枢神経系の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、視覚器、中枢神経系の障害のおそれ
H402 水生生物に有害

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

応急措置

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
呼吸用保護具を着用すること。(P284)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。(P342+P311)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管 廃棄

3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ホルムアルデヒド	1 - < 5 %	HCHO	(2)-482	既存	50-00-0
メタノール	1 - < 5 %	CH ₃ OH	(2)-201	既存	67-56-1

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

【SDS002-C】

眼に入った場合	眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	水で数分間注意深く洗うこと。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。
5. 火災時の措置 消火剤	大火災：粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤、散水。 小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤。 周辺火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。 この製品自体は、燃焼しない。 棒状注水。
使ってはならない消火剤	
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
	関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 環境中に放出してはならない。
環境に対する注意事項	
	本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
	危険でなければ漏れを止める。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	技術的対策
	安全取扱注意事項
	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

【SDS002-C】

	接触回避 衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 保管場所には、危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 酸化剤から離して保管する。 施錠して保管すること。 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
保管	安全な保管条件	
	安全な容器包装材料	
8. ばく露防止及び保護措置 設備対策		本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。 換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用すること。 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 適切な呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。
保護具	呼吸器の保護具	
	手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体 の保護具	
9. 物理的及び化学的性質 外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 無色 - 薄い黄色 無臭 データなし
臭い 臭いのしきい(閾)値		
pH 融点・凝固点 沸点、初留点及び沸騰範囲		6.0 - 8.0 データなし 100.0000℃
引火点 蒸発速度 燃焼性(固体、気体)		データなし データなし データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし データなし データなし
蒸気圧 蒸気密度 比重(密度) 溶解度 n-オクタノール／水分分配 係数		データなし データなし 1 g/cm³ 高溶解性 データなし
自然発火温度 分解温度 粘度(粘性率) 動粘性率		データなし データなし データなし データなし

10. 安定性及び反応性

【SDS002-C】

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性

情報なし
情報なし
情報なし

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

長時間の光暴露によって、分解を起こす可能性あり
情報なし
情報なし

11. 有害性情報

急性毒性 経口

急性毒性推定値が14532.8719723mg/kgのため区分外に該当。

経皮

急性毒性推定値が7297.2972973mg/kgのため区分外に該当。

吸入

(気体)
GHS定義による気体ではない。
(蒸気)
急性毒性推定値が3150100ppmのため区分外に該
毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分外から分類できないに変更。

(粉じん・ミスト)
急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分外に該当。
毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分外から分類できないに変更。

皮膚腐食性及び皮膚刺激
性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含
有しないため、区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分外から分類できないに変更。

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含
有しないため、区分外に該当。

呼吸器感作性又は皮膚感
作性

(呼吸器感作性)

区分1の成分が1 - < 5 %のため、区分1に該当。

(皮膚感作性)

区分1の成分が1 - < 5%のため、区分1に該当。

区分2の成分が1 - < 5%のため、区分2に該当。

区分1Aの成分が1 - < 5%のため、区分1Aに該当。

(生殖毒性)

区分1Bの成分が1 - < 5%のため、区分1Bに該当。

(生殖毒性・授乳影響)

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含
有しないため、区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた
め、区分外から分類できないに変更。

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が1 - < 5%のため、区分2(呼吸
器)に該当。

区分1(神経系)の成分が1 - < 5%のため、区分2(神経
系)に該当。

区分1(視覚器)の成分が1 - < 5%のため、区分2(視覚
器)に該当。

区分1(全身毒性)の成分が1 - < 5%のため、区分2(全
身毒性)に該当。

区分1(中枢神経系)の成分が1 - < 5%のため、区分
2(中枢神経系)に該当。

特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

区分1(呼吸器)の成分が1 - < 5%のため、区分2(呼吸
器)に該当。

区分1(中枢神経系)の成分が1 - < 5%のため、区分
2(中枢神経系)に該当。

【SDS002-C】

吸引性呼吸器有害性		区分1(視覚器)の成分が1- < 5%のため、区分2(視覚器)に該当。 動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性(急性)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が10- < 50%のため、区分3に該当。
水生環境有害性(長期間)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が1- < 5%のため、区分外に該当。
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	非該当 applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質	非該当 非該当 非該当 該当 非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
15. 適用法令		
化審法		優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法		特定化学物質第2類物質、特定第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2, 3号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
		ホルムアルデヒド(政令番号:548)(5%未満) メタノール(政令番号:560)(5%未満) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

【SDS002-C】

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第2条)

水質汚濁防止法
大気汚染防止法

ホルムアルデヒドを含有する製剤(1- < 5%)
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
特定物質(法第17条第1項、政令第10条)
有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会
第9次答申)

海洋汚染防止法

自主管理指針対象物質(環境庁通知)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都
道府県への通達)

外国為替及び外国貿易法

有害でない物質(施行令別表第1の2)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2
の2号承認」

道路法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令10
1号)

化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法
第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)

労働基準法

ホルムアルデヒド(政令番号:411)(1- < 5%)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

連絡先
その他

ミルテニーバイオテク株式会社 TEL: 03-5646-8910
上記の情報は調査して記したのですが、全てを網
羅していない可能性がありますので、取扱いの際に
は十分注意して下さい